

阪和興業株式会社

〒104-8429 東京都中央区築地一丁目13番1号

2024年2月29日

阪和興業株式会社

劣後特約付ローンによる資金調達及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ

阪和興業株式会社（以下、当社）は、2019年3月15日に実行した劣後特約付ローン（以下「既存ハイブリッドローン」）500億円について、2024年3月15日をもって全額を期限前弁済するとともに、2024年2月29日付で新たに劣後特約付ローン（以下「本ハイブリッドローン」）500億円の契約を以下の通り締結したことをお知らせいたします。

1. 本資金調達の目的・意義

当社グループは、現中期経営計画2025（『Run up to HANWA 2030 ～いまを超える未知への飛翔～』）において、「サステナビリティ経営」を基礎に、「経営基盤の強化」（1階）、「事業戦略の発展」（2階）、「投資の収益化」（3階）という3階建ての構造のもと、持続的な成長への取り組みを進めております。

このような状況の下、これらの成長を進めるための資金確保および継続した財務基盤強化を図るため、本ハイブリッドローンによる資金調達を実施することといたしました。

本ハイブリッドローンは、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債でありながら、利息の任意繰延、超長期の返済期限、倒産手続き等における劣後性など、資本に類似した性質及び特徴を有しております。そのため、株式会社格付投資情報センターおよび株式会社日本格付研究所から資金調達額の50%に対して資本性の認定を受ける見込みであり、株式の希薄化なしに実質的な財務基盤の強化に寄与します。

2. 本ハイブリッドローンの概要

(1) 調達金額	500億円
(2) 契約締結日	2024年2月29日
(3) 実行日	2024年3月15日
(4) 最終弁済期日	2059年3月17日 但し、借入実行日から5年経過後以降の各利払い日において、元本の全部または一部の期限前弁済が可能
(5) 資金使途	有利子負債返済資金
(6) 借換制限	当社は、期限前弁済日以前12ヵ月間に、普通株式または本ハイブリッドローンと同等の資本性を有するものと格付機関から承認を得た資金を調達していない限り、本ハイブリッドローンの期限前弁済を行わないことを意図している。ただし、2029年3月15日の利払日以降、一定の財務水準を満たす場合には、上記の資本調達を見送る可能性がある。

(7) 利息支払いに関する条項	利息の任意繰延が可能。ただし、強制支払条項あり
(8) 劣後特約	債権者は、当社の清算手続、破産手続、会社更生手続もしくは民事再生手続またはこれらに準ずる外国における手続において、劣後請求権を有するものとする。本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債務者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。
格付機関による (9) 資本性評価 (予定)	株式会社格付投資情報センター：クラス 3 ・ 50% 株式会社日本格付研究所：「中・50 %」

以 上

本件に関する問い合わせ先
 阪和興業株式会社 財務部
 TEL 03-3544-2202